各介護サービス事業所 管理者 様

高知県地域福祉部高齢者福祉課長 (公印省略)

緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所(通所・短期入所等) の対応について(その3)(通知)

日頃から、本県の高齢者福祉施策にご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域の拡大に伴う介護サービス事業所の対応につきましては、別紙「緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所(通所・短期入所等)の対応について(令和2年4月17日付け2高高齢第100号。以下「4月17日通知」という。)」により依頼し、対応いただいているところです。

その後、国において「緊急事態宣言」の期間延長が検討されていたことから、「緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所(通所・短期入所等)の対応について(その2)(令和2年5月1日付け2高高齢第147号)」により、「緊急事態宣言」の実施期間の延長が決定された場合においても、4月17日通知により依頼しましたサービスの継続をはじめ、利用者の支援や感染防止対策の徹底など、すべての事項について、継続して対応いただくよう取り急ぎお願いしました。

5月4日に、国において「緊急事態宣言」の実施期間を今月末日まで延長することが決定され、 国の基本的対処方針も一部変更されましたので、4月17日通知により依頼しました「1サービス の継続について」について、下記のとおり対応いただきますようお願いします。

記

1 サービス利用者に対する利用自粛の協力依頼について

クラスター発生による感染リスク軽減の観点から、サービス利用者に対しては、家族等の支援が得られるなど、居宅等で過ごすことが可能な方については、当該利用者やその家族の意向を十分に確認のうえ、利用の自粛に協力を求めていただく対応については、<u>令和2年5月22</u>日(金)の利用分までとし、<u>それ以降の対応については改めて通知</u>します。

2 その他

上記1のほか、4月17日通知により依頼している事項については、「緊急事態宣言」の実施期間中、継続して対応いただきますようお願いします。

高知県地域福祉部高齢者福祉課

電話:088-823-9632 FAX:088-823-9259

E-mail: 060201@ken.pref.kochi.lg.jp